

議案第三十八号

港区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年六月十六日

提出者 港区長 清 家 愛

港区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

港区職員の旅費に関する条例（昭和二十六年港区条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「一万九千円」を「二万千円」に、「五万九千円」を「六万四千円」に改める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の港区職員の旅費に関する条例第十七条の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（説明）

職員に支給する宿泊費の支給限度額を引き上げるため、本案を提出いたします。